平成３１年２月藤沢市議会定例会
総 務 常 任 委 員 会 資 料 ３

藤沢市○○○○防犯カメラ運用基準（案）

（趣旨）

第１条　この基準は，藤沢市公共施設等における防犯カメラの設置及び運用に関する指針（以下「指針」という。）第１３条に基づき，○○○○に設置する防犯カメラ（画像処理用機器を利用する場合には，それを含む。以下同じ。）及び画像等の運用について必要な事項を定める。

（用語）

第２条　この基準において使用する用語は，指針において使用する用語の例による。

（管理責任者等の責務）

第３条　管理責任者及び管理取扱者は，条例，藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則（平成１５年藤沢市規則第１９号），指針及び本運用基準を遵守し，防犯カメラの適正な管理及び運用を図らなければならない。

（防犯カメラの運用等に係る措置）

第４条　管理責任者は，防犯カメラを運用する際，次の措置を講じなければならない。

（１）画像を録画する機器（以下「録画機器」という。）は，管理責任者が許可した者以外による持出しに対する防護措置を講じた設備など安全に管理できる場所に設置すること。また，画像処理用機器及び記録媒体は，施錠等により，管理責任者が許可した者以外による持出しに対する防護措置を講ずること。

（２）画像の不必要なモニターを行わないこと。

（３）善良なる管理者の注意をもって，防犯カメラを維持管理すること。

（画像等の保管等）

第５条　管理責任者は，画像等，録画機器，画像処理用機器及び記録媒体について，次の措置を講じなければならない。

（１）録画は，管理責任者が定めた方法以外の方法で行わないこと。

（２）画像を録画時のままで保存すること。マニュアルや資料作成の目的で画像を加工する場合は，個人を識別できないようにすること。

（３）画像等の保管期間は，○日間とし，当該期間経過後は直ちに消去すること。ただし，市民等及び当該施設の安全が著しく損なわれ，又は将来損なわれるおそれがあると管理責任者が認めた場合又は画像等を目的外利用又は提供する必要があると管理責任者が認めた場合は，管理責任者が必要と認める期間を限度として保存期間を延長することができる。

（４）記録媒体を廃棄するときは，保存した画像データを消去したうえで画像データの復元が困難な状態にするとともに，その経過を記録しておくこと。
（５）画像等の再生，複写及び加工は，画像処理用機器により，管理責任者又は管理責任者から許可を受けた者が管理責任者が指定した場所で行うこと。
（６）録画機器，画像処理用機器及び記録媒体を設置した場所以外へ持出すことは，保守点検等の理由により管理責任者が許可した場合を除き，禁止すること。
（７）防犯カメラ，録画機器のインターネット環境への接続は行わないこと。
（８）画像照合機能のある防犯カメラを使用する場合，その機能を使用しないこと。
（９）前各号に掲げるもののほか，画像等の不正利用，外部流出，改ざん等を防止するために必要な措置を講ずること。

（画像等の目的外利用及び提供の制限）
第６条　管理責任者は，条例第１２条第１項又は同条第２項の規定による場合を除き，画像等を目的外に利用又は提供（以下「利用等」という。）してはならない。
２　条例第１２条第１項第４号又は同条第２項第４号の規定により利用等をしようとするときは，同条第４項の規定により，藤沢市個人情報保護制度運営審議会の意見を聴かなければならない。
３　画像等を目的外に利用等をしようとするときの本人への通知の取扱いについては，条例第１２条第５項の規定による。
４　前３項の規定により画像等を目的外に利用等をした場合は，利用等の内容，提供先，提供方法等を記録し，利用等をした画像等とともに，利用等をした年度の翌年度の４月１日から起算して５年間保管する。

（委任）
第７条　この基準に定めるもののほか，この基準の施行に関して必要な事項は管理責任者が別に定める。

附　則
この基準は，平成３１年４月１日から施行する。